

<p>1. 開会</p> <p>深浦会長</p> <p>木場補佐</p> <p>尾崎委員</p>	<p>それでは、若干定刻より早いですけれども、ただいまより「令和5年度第6回長崎地方最低賃金審議会」を開催させていただきます。</p> <p>開催に当たりまして、事務局より委員の出欠状況について報告をお願いいたします。</p> <p>本日は委員総数15名のうち、12名の委員にご出席いただいております。最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p> <p>なお、前回の第5回長崎地方最低賃金審議会以降に委員の辞任及び任命がっておりますので、ここでご紹介します。</p> <p>労働者代表委員の中山好文委員が辞任され、後任の委員に尾崎真太郎氏が令和5年11月14日付けで就任いただいておりますので、紹介させていただきます。</p> <p>新たに委員となりました労働者代表委員の尾崎委員でございます。一言、自己紹介をお願いいたします。</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>中山さんの後任で尾崎真太郎といいます、よろしくお願ひします。</p> <p>出身は産別の基幹労連で三菱重工グループの長崎地区本部の出身になります。</p> <p>どうぞよろしくお願ひします。</p>
<p>2. 会長挨拶</p> <p>深浦会長</p> <p>小城局長</p>	<p>改めまして、おはようございます、</p> <p>本日、年度末でもありまして大変お忙しいことと思っておりますけれども、第6回の審議会、本年度最後ということになるかと思っておりますが、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、議題に入ります前に、最初に小城局長からご発言があるということですので、よろしくお願ひいたします。</p> <p>おはようございます。</p> <p>本年度最後の審議会でも、普段であれば審議会の終わるところでご挨拶なんでしょうけれども、今年度は冒頭にご挨拶させていただきたいと思っております。</p> <p>皆様方には、令和5年度5月に新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類に変更されましたけれども、そういった中でも燃料費や原材料費の価格高騰など、物価高の影響も大きく受ける中で、長崎県最低賃金の</p>

改正につきましては、皆様方の真摯な調査審議を賜りまして、最低賃金を改定発効することができたところでございます。

あらためまして委員の皆様方の一年間のご尽力に感謝申し上げますとともに、深浦会長、三浦会長代理並びに林部会長におかれましては、円滑な審議会運営にご苦勞いただきまして、心からお礼申し上げます。

事務局では、最低賃金発効後、速やかに広報等周知活動を行いまして、この1月、2月を中心に監督指導を実施し、最低賃金の履行確保に取り組んできたところでございます。

6年度におきましても引き続き、最低賃金の履行確保に取り組んでまいります。

また中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を図られるよう、関係行政機関や労使団体などの皆様と連携を強化しつつ、賃金引上げに向けた支援等に着実に取り組むこととしておるところでございます。

引き続き労働行政へのご支援を賜りますとともに、本日の議事につきましてよろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

深浦会長

それでは、資料の説明をお願いします。

山本室長

おはようございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、資料の説明をいたします。

お配りしております資料1ページ、資料番号1には先ほどご紹介がありました、尾崎委員が新しく委員となられておりますことから、最新の長崎地方最低賃金審議会委員の名簿を添付しており、資料の3ページ、資料番号2には、令和5年12月に長崎労働局で作成しました長崎県の最低賃金広報用のリーフレットを添付しております。

このリーフレットは11,000部作成しまして、長崎県や県内地方公共団体、及び産業別の関係団体などへ配付して広報依頼を行うとともに、労働局、労働基準監督署、ハローワークでの説明会などでもお配りしております。

続きまして、資料の5ページ、資料番号3には、「業務改善助成金のご案内」のリーフレットを添付させていただいております。

業務改善助成金は、令和5年8月に対象事業場の拡大、助成率区分の見直しなど中小企業・小規模事業者が利用しやすくなるよう改定がなされておりますが、令和5年12月26日付けで賃金引上げ計画を立てて申請される方につきましては、申請期限が令和6年1月31日から令和6年

3月31日までに延長されております。

続きまして資料の9ページ、資料番号4に厚生労働省のホームページに開設されております「賃金引き上げ特設ページ」を紹介する広報用のリーフレットを添付させていただいております。

ホームページには、賃金引上げに関する企業の好取組事例、平均的な賃金額の検索機能及び賃金引上げに向けた支援策が掲載されております。

労働局及び労働基準監督署においては、各種会議や説明会等の機会を捉えて、リーフレットを用いた賃金引上げに関する積極的な情報発信に努めることとしています。

なお、資料11ページに長崎県内の事業場が好事例として紹介されております。

昨年10月に本省賃金課の方がお見えになり取材されたものとなりますので、ご参考にご紹介させていただきます。

続きまして、資料の15ページ、資料番号5には、「令和5年度の実績・令和6年度審議会日程（案）」を添付させていただいております。

これにつきましては、議事の「その他」の事項についてご提案させていただきたいと思っております。

資料の19ページ、資料6から資料の33ページ資料12は議事の中で説明等させていただく予定にしております。

資料の35ページ、資料番号13は日本産業分類の改定が告示され、令和6年4月1日に施行予定となっております。

ここに記載されておりますとおり、影響を受ける特定最低賃金は、「糖類製造業」、「各種商品小売業」、「百貨店、総合スーパー」の3種となりますが、長崎県においては、これらの特定最低賃金は設定されておられません。

特定最低賃金の改正の申出については、既設の特定最低賃金において定められた旧産業分類に基づき行っていただき、改正決定以外の結論となったもの又は申出が無かった場合等の理由により金額の改正決定がなされない場合には、該当する件名等の改正は行わないとされております。

最後に資料番号は付けておりませんが、賃金室にて独自に作成しました「長崎県の賃金事情」をお配りしております。

この長崎県の賃金事情は、長崎労働局のホームページにも掲載しております。

資料の説明は、以上になります。

深浦会長

ただ今の説明についても皆様から、ご質問あるいはご意見、それから

各委員	集配した資料については、ご要望もあるんですけども、それにつきまして何かございましたらご発言をお願いします。
深浦会長	<p><意見なし></p> <p>いいでしょうかね。 また議事の中で必要があればご発言ください。</p>
<p>3. 議題</p> <p>(1) 令和6年度長崎県特定（産業別）最低賃金の改正に係る意向表明について</p> <p>深浦会長</p>	<p>それでは、議事に入りたいと思います。</p> <p>最初の議題ですけど、「令和6年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明」につきまして事務局から説明をお願いいたします。</p>
山本室長	<p>それでは、令和6年度長崎県特定最低賃金の改正に係る意向表明につきまして、ご説明いたします。</p> <p>改正の申出を行う業種につきましては、審議会における年間スケジュールの調整等の必要性から、概ね年度末を目途にその意向の有無を確認し、その際、局長に申出の意向表明があったものにつきましては、審議会に対して報告することとしております。</p> <p>皆様のお手元にお配りしております資料の19ページ、資料番号6の「令和6年度長崎県特定最低賃金の改正に係る申出の意向表明」をご覧ください。</p> <p>この資料は、3業種それぞれの意向表明につきまして、一覧表に取りまとめたものになります。</p> <p>令和6年度の意向表明につきましては、令和6年2月1日に、日本基幹産業労働組合連合会長崎県本部から「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業」及び「長崎県船舶製造・修理業、船用機関製造業」について、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会長崎地域協議会から「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」について、それぞれなされております。</p> <p>また、資料の21ページ以降、資料番号7から9には、3業種それぞれ</p>

	<p>の意向表明の文書を添付しておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>具体的な改正の申出時期につきましては、3業種とも、7月上旬となっておりますことから、令和6年度におきましても、7月以降の本審におきましては、改正の必要性の有無など、具体的な審議を行っていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>今回表明されております3業種の内、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業」及び「長崎県船舶製造・修理業、舶用機関製造業」につきましては、「労働協約ケース」ですので、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上の者に適用されていること、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」につきましては、「公正競争ケース」ですので、当該最低賃金の適用を受けべき労働者の概ね3分の1以上の者の合意による申出であることが、要件となります。</p> <p>適用使用者数と適用労働者数につきましては、総務省の事業所・企業の統計調査、いわゆる「経済センサス」の最新の結果に基づくこととされておりまして、令和6年度から令和3年経済センサスのデータを基に、その後、直近までの事業場の廃止などの状況を把握しまして、適用使用者数、適用労働者数の増減を算定して、令和5年11月30日現在で算出しております。</p> <p>3業種の適用労働者数につきましては、先ほどの19ページの資料番号6にも示しておりますが、はん用機械は5,948人、電子部品は7,573人、船舶は7,567人となっております。</p> <p>この労働者数に対しまして、それぞれ3分の1以上を満たしているか否かを判断することとなりますので、よろしくお願いいたします。</p>
深浦会長	<p>資料を拝見する限り、だいたい例年どおりということで、もうすでに2月に意向表明がなされております。</p> <p>これにつきまして何かご意見、ご質問等はございますか。</p>
各委員	<p><意見なし></p>
深浦会長	<p>これは既に意向表明がなされておりますので、我々としては受け取って次に進むということになろうかと思いますが、それでは先ほど説明がありましたように7月上旬が申出書の提出時期ということになりますので、その申し出がなされた後に、実際に必要性についてはこの審議会の方で、改めて具体的に審議をしていただくということを一応、確認させていただきます。</p> <p>その際はよろしくお願いいたします。</p>

<p>(2) 事業場 実地視察に ついて 深浦会長</p>	<p>それでは次の議題、「事業場実地視察」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。</p>
<p>山本室長</p>	<p>令和5年度の事業場視察につきましては、第1回本審で了承いただきました「事業場実地視察方針」資料の27ページ、資料番号10に基づき実施したところです。</p> <p>次年度以降の事業場視察について、ご検討をお願いしたいと思います。</p> <p>今年度は、実地視察事業場1社、書面によるヒアリング1社の合計2社を実施しております。</p> <p>まず、令和5年7月18日に長崎市内の食料品製造業の会社を実地視察しております。</p> <p>参加した委員は、公労使各側からそれぞれ3名と事務局3名の合計12名での視察となりました。</p> <p>当日は事業主より事業概要の説明を受けた後、事業主の説明の下、工場内を視察して、その場所を移動して事業主との意見交換を行いました。</p> <p>意見交換終了後、事業主には一旦退席してもらって、労働者からの意見聴取を行って終了し、所要時間は当初の予定を10分ほどオーバーし、約1時間10分でした。</p> <p>視察後は、その結果を専門部会での議論に活用してもらうことを目的に、視察により収集した情報等について、参加各委員より第2回本審にてご報告をいただいたところです。</p> <p>一方、書面ヒアリングは、「実地視察とは異なる業種、業態の事業場を選定し、幅広く情報収集する。」としていたため、長崎市内で飲食サービスを営む事業場を選定し実施しました。</p> <p>参考に資料の29ページに実地視察様式（事業主用）、資料の31ページに同じく実施視察様式（労働者用）を添付しております。</p> <p>次年度以降の事業場視察、実地視察様式（事業主用）及び実施視察様式（労働者用）の内容についてもご検討をお願いいたします。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>この問題は、私の記憶する限り、2、3異論が出ておりますけれども、とりあえず去年は今ご報告があったような形で実施をいたしました。</p> <p>来年度の視察につきまして、労使双方からご意見をいただければと思いますので、まず、労側いかがでしょうか。</p>

種村委員	<p>昨年も含めて局の方にはご尽力いただきまして開催いただきましたが、少なくとも昨年同様の事業場視察は行いたいと思っております。</p> <p>ただ、事業所の負担もあると思いますので、人数を極力減らすような感じで視察をするのも一つの方法なのかなと考えております。</p> <p>以上です。</p>
深浦会長	<p>はい、では峯下さん。</p>
峯下委員	<p>労側および公益側が事業場視察を要請するのであれば、これを否定するつもりはございません。</p>
深浦会長	<p>はい。</p> <p>という労使双方からのご主張によって昨年同様、それから事業所側の負担をなるべく軽減するような方向ということで、少なくとも昨年同様ではどうかということをございましたけれども、どうでしょうか事務局の方から何かそれについてございますか。</p>
山本室長	<p>今年度の事業場実地視察については、第1回本審で決定いただきました「事業場実施視察の方針」により実施しております。</p> <p>この方針によりますと「実地視察の結果を審議の参考とするために、実施の時期については第1回本審後、第1回専門部会までの間に開催する。」とされていたので、令和5年7月18日（火）に実施しているところです。</p> <p>事務局では、この時期最低賃金審議会にお示ししております未満率であるとか、影響率の基礎となる最低賃金基礎調査を実施しております。</p> <p>実施期間は、5月下旬から7月中旬で、7月中旬から7月下旬は調査結果の集計、分析などをする作業が集中する時期となります。</p> <p>最低賃金審議会に毎年提出しております未満率や影響率は、この結果を基に算出されるものであり、審議会の調査審議に当って「最低賃金基礎調査結果」として提出する大変重要な資料となっています。</p> <p>また、6月から8月にかけては、賃金構造基本統計調査も並行して実施するので、時期的には大変多忙かつ重要な資料作成の時期となっております。</p> <p>事務局の立場からのみ、お話させていただけるのであれば、今お話ししたような状況もありますので、今年度と同様に実地視察1件、書面ヒアリング1件としていただければと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>

<p>深浦会長</p>	<p>7月中は大変事務局が多忙となり、7月末に目安が出て、それから審議がありますので、そういう準備が二重に大変だということで、これまでも1件ということでやってまいりましたので、ご異存がなければその形で次年度も実施の準備にかかっていたいただきたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>それについて私からお願いですが、なかなか対象事業所を探すのが大変ですので、もし委員の方からご推薦というか、そういう事業所があればぜひ、事務局の方に伝えていただければと思います。</p> <p>それから、事務局にですけど、実際に工場とかを見るのもいいんですけど、前回それから前々回の視察から、事業主の方とか働いている方から直接お話を聞く時間がたくさんあった方が、私はむしろ有益かなという気がしておりますので、そういうことを考慮いただいて計画を立てていただければと思います。</p>
<p>種村委員</p>	<p>事業場の選定に当たっては事務局とも少しお話したんですけど、労使の推薦というのは、ある意味恣意的な事業所選定になりかねないので、それはやめた方がいいと思います。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>そうですか。</p>
<p>種村委員</p>	<p>大変なのは分かりますけれども。</p>
<p>深浦会長</p>	<p>分かりました。そこはもう、労使のイニシアチブでよろしく願います。</p>
<p>(3) その他</p>	
<p>深浦会長</p>	<p>それでは次の、「その他」に移ります。 令和6年度審議会日程（案）につきまして、ご説明下さい。</p>
<p>山本室長</p>	<p>資料の15ページ、資料番号5の「令和5年度の実績・令和6年度審議会日程（案）」を提出させていただいております。</p> <p>この日程案は例年であれば、7月の第1回本審にてご提案させていただきましてご議論の上、ご承認いただいていたものでございます。</p> <p>ただ、昨年は審議会の開催に際しまして、各委員の皆様の日程調整が非常に難しく各委員の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことや、委員の方から来年度の日程調整は早めに行うようにということで、ご指摘をいただいたこともありまして、今回提案させていただきました。</p> <p>現時点での各委員の皆様の日程、あるいは例年に従いまして発効日を</p>

	<p>10月1日として審議会日程案を作成しております。</p> <p>早めに日程を確定して、委員の皆様の日程を確保したいという趣旨でのご提案になります。</p> <p>この案により審議会を計画してよろしいかについてご検討いただければと思います。</p> <p>深浦会長 今のところ、こういう日程で進めるということになりますけれども、もちろん実際にはその都度、日程の確認はしていただけるということで。</p> <p>山本室長 直前にさせていただきます。</p> <p>深浦会長 大体例年とは曜日とかが違うくらいになっていますので、ご異論なければこの形で準備を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>各委員 <異論なし></p> <p>深浦会長 ありがとうございます。</p> <p>大変円滑に進めさせていただきまして、どうもありがとうございました。</p> <p>本日の議事は取り上げられたものは以上になります。</p> <p>年度末最後の会議となりましたけれども、皆様、1年間ご多忙の中、また慎重かつ円滑な審議にご協力をいただきました。</p> <p>改めて感謝申し上げます。</p> <p>来年度、尾崎委員が新任ですけど、後のメンバーは同じですので、また来年度も円滑かつ円満な審議をぜひお願いしたいと思っております。</p> <p>本日の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員、そして使用者側委員は峯下委員を、それぞれ指名させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の審議会は終了といたします。</p>
--	---